

(様式 1)

## 特 定 建 築 物 事 前 相 談 票

横浜市特定建築物事前指導に関する事務手続き要綱第3条第2項に基づき、次のとおり指導します。

相談日	年月日
指導票交付	年月日
指導票受領者	

建築主住所		建築予定地	
建築主氏名		相談者氏名	
	連絡先 TEL ( ) -		連絡先 TEL ( ) -
建築物名称			

### 建築物の概要

延床面積	m <sup>2</sup>	工事種別	新築・増築・その他( )
主用途		竣工予定日	年月頃

- 提示図書 (一般図面)  案内図  配置図  立面図  断面図  平面図  
(空調関係)  系統図  ダクト図  設備機器一覧表  
(排水関係)  配管系統図  雜排水槽関係詳細図  設備機器一覧表  
(その他)  風量計算書  除じんフィルター性能計算書  カタログ  その他( )

空気調和設備		1. 全体制御	2. ゾーン制御	3. 個別制御	全熱交換器	有・無
給排水等	水道水使用	有・無	井水使用	有・無	工業用水使用	有・無
	受水槽	有・無	高置水槽	有・無	湧水槽	有・無
	汚水槽	有・無	雑排水槽	有・無	雑用 水 (排水再利用・ 雨水利用・その他)	有・無
	阻集器	有・無	廃棄物置場	有・無		

指導項目		判定	備考
外気取入口及び	1 外気取入口は、清浄な空気を取り入れられる場所とすること		
	2 駐車場外気取入口は、単独に設けられていること		
	⇒ 単独でない場合、汚染空気の逆流防止措置がとられていること		
	3 ショートサーキット防止のための十分な距離があること		

	指導項目	判定	備考
空気調和機及び関連設備	4 周囲に保守点検を十分に行う空間が確保されていること 維持管理が安全かつ容易で、衛生的に行える場所であること		
	5 必要に応じ、天井点検口等があること		
	6 空気清浄装置の前後の静圧を測定できること		
	7 空気調和機に風量測定孔が設置されていること		
	8 吹出口及び吸込口は、室内空気環境に配慮した位置及び形状となっていること		
	9 温湿度検出器がある場合、適正に把握できる位置とすること		
	10 全熱交換器の熱回収排気は、居室系統排気とすること		
	11 可変風量空調方式の外気は、一定量確保されていること		
	12 CO <sub>2</sub> 制御空調方式の外気は、一定量確保されていること		
	13 個別分散型空調機の運転制御についても、適正に運転管理ができるようにすること	/	
	14 外気導入量は、設計人員一人あたり25~30m <sup>3</sup> /Hとすること		
	15 空気清浄装置は、粉じんを0.15mg/m <sup>3</sup> 以下に維持できること		
	16 加湿装置は、相対湿度40~70%に維持できること		
	17 外気冷房による運転を検討している場合、加湿装置は単独運転が可能か		
	18 加湿装置は、加熱コイルの下流側であること		
	19 蒸気、水、温水等を圧力により噴霧する加湿装置にあっては、噴霧方向は原則として送風方向と逆流方向とし、かつ十分な噴霧スペースが確保されていること		
	20 加湿水は水道法第4条に規定する水質基準に適合していること		
	21 給水管内に水が滞留して停滞水の生じるおそれのあるところには排水装置を設けること		
	22 結露対策が十分であること		
	23 ホルムアルデヒドを0.1mg/m <sup>3</sup> 以下に維持できるよう建築材料等に配慮すること	/	
冷却塔設備	24 維持管理が容易な場所であること		
	25 冷却水は水道法第4条に規定する水質基準に適合していること		
	26 冷却水の飛散が周囲に影響しないこと		
	27 抗レジオネラ剤等の自動注入装置が設置していること		
給湯設備	28 貯湯槽の温度を、通常60°C以上に、最大使用時に給湯末端で55°C以上を確保すること	/	
水景	29 周囲に飛沫水を飛散させない構造であること		
給水	30 給水関係は受水槽施設事前相談を受けること	/	
排水設備等	31 地下排水槽等は、環境創造局の審査を受けること	/	
	32 排水管の構造が適正であること(点検口・清掃口・排水口空間)		
	33 通気管は、直接外気に衛生上有効に開放していること		
	34 阻集器は、有効に分離できる構造であること		

	指導項目	判定	備考
排水設備等	35 阻集器は、容易に点検・清掃ができる構造・場所であること		
	36 湧水槽は、点検が容易な場所で排水ができる構造であること		
	37 湧水槽は、汚水、雑排水槽と分離していること		
雑用水等	38 消毒設備等が設置されていること		用途 :
	39 散水、修景または清掃用の用途に用いる場合、し尿を含む水を原水にしていないこと 雜用水の水質基準に適合すること		
	40 非飲用の表示をすること 配管等は識別すること		
	41 雜用水の給水管には、水質を検査するための水栓を末端に設けていること		
	42 雜用水は、水量の不足に備え、他から補給水が確保できる構造とする。ただし、他から雑用水の供給を受ける設備にあっては、この限りでない。なお飲用系から補給する場合は飲用系に逆流しない構造とすること。		
	43 再生処理施設は、臭気等が他に影響を与えぬよう区画し、専用の給排気設備を設けていること		
	44 雨水使用施設には、泥砂等の沈殿物を除去するため、必要に応じスクリーン、沈殿槽、濾過装置を設けていること		
	45 雨水使用施設は、雨水集水の際に生じる余剰雨水を排除するため、公共下水道等への有効な排水設備を設けること		
その他	46 廃棄物関係は、資源循環局の審査を受けること		
	47 作業員等の控室を設けるよう配慮すること		
	48 清掃用具等が適切に保管・洗浄できる設備を考慮すること		

指導事項			
------	--	--	--

回答書提出先 : 上記の指導事項について、別紙回答書を、 年 月 日までに、  
施設の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。